

- ① 評価調査者の質の確保が重要である。
- ② 施設の特徴や独自性をどう評価するかが課題である。
- ③ 第三者評価の前提となる自己評価が大切であり、施設全体で取り組む必要がある。

などであった。

国においては、平成14年度においても、全国各地で普及啓発のためのシンポジウムを行うことを予定している（「保育施策推進のための協議会の開催について」参照）。都道府県等においても、あらゆる機会をとらえて、第三者評価事業の普及啓発に努めていただきたい。

6. 保育に関する情報提供について

(1) 情報提供について

保育に関する情報提供の必要性については、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月6日閣議決定）等において指摘等がなされており、これらについては、既に「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の施行について」（平成9年9月25日児発第596号厚生省児童家庭局長通知）のⅡの4において市町村及び保育所が児童福祉法に基づいて行う情報提供の内容等について規定しているところである。ついては、再度、地域住民の立場に立った情報提供の実施についてご配慮願いたい。

なお、今後、これらの情報提供の実施状況についても調査したいと考えているところである。

(2) i-子育てネットについて

全国の保育所情報、市町村情報、都道府県情報、子育て関連情報等については、財団法人こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」として平成13年2月から情報を広く提供しており、アクセス件数（月に約45～50万件）も増加するなど大いに利用されている。ついては最新情報への更新について、各地方公共団体及び保育所のご協力を賜っているが、常に新しい情報を提供するために引き続きご配慮願いたい。

なお、インターネットによる情報提供の必要性は今後も増大、多様化するものと考えられ、必要な情報を順次追加登載するなど改善を図っていきたいと考えているので、ご意見など随時ご連絡願いたい。

(保育対策個別改善事項)

1. 平成14年度保育所運営費の改善について(案)

(13年度予算額) (14年度予算案)
391,545百万円 → 407,140百万円

(1) 改善内容について

ア 入所児童の受入れの拡大 1,906.8万人 → 1,954.8万人

うち低年齢児 61.8万人 → 64.4万人

イ 事務職員雇上費の改善

週5日対象施設の拡大 定員61人以上(平年度化)

①一般分 (週3日) 年額 829,920円

②加算分

特別保育実施保育所(週4日) 加算年額 276,640円

〃(定員61人以上)(週5日) 加算年額 553,280円

ウ 主任保育士の専任加算の改善

対象施設の拡大 定員46人以上(平年度化)

1施設年額 3,076,555円 → 3,064,393円

エ 保育士の格付見直し

1号俸改善(3年計画の3年目)

オ 降灰除去費

1施設年額 141,640円 → 141,120円

カ 職員健康管理費

常勤・非常勤職員 4,036円 → 4,251円

(2) 平成14年度保育所徴収金基準額表(案)について

平成14年度保育所徴収金基準額表は、階層区分、基準額ともに13年度と同様の予定。

実施要綱	課長通知	考え方
<p>5 費用</p> <p>(1) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を支弁すること。</p> <p>(2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とする。</p> <p>(3) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業並びに政令指定都市及び中核市が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>④ 非常災害に対する具体的計画を立て、定期的に避難及び消防訓練を行わなければならないこと。</p> <p>⑤ 家庭や保育所において、保護者などが密接な連絡をきたすよう体制を整えておくこと。</p> <p>⑥ 協力を求めること。</p> <p>⑦ 送迎先保育所及び送迎経路の設定にあたっては、児童の心身に与える影響及びその対応を十分に考慮すること。</p> <p>(3) 費用</p> <p>① 本事業の対象経費は、送迎保育の実施に要する経費を要するが、この中には、保育士の人件費、バスの運行委託費、その他の必要となる経費が含まれること。</p> <p>② 送迎拠点において、実施要綱に基づき延長保育を実施するたために必要な経費は延長保育の補助に基づき補助するものであること。なお、この場合においては、送迎先の保育所が11時間以上開所していることを要件として、実施要綱の別添1の3の(1)中「11時間の開所時間」とあるのは「送迎保育の4時間の開所時間」と読み替えて適用すること。</p>	<p>○連絡体制については、例えば、連絡帳の充実や日頃の電話連絡の体制確保などが考えられること。</p> <p>○初年度設備費については、初年度設備について他の国庫補助を受けない限り対象とすること。</p>
<p>〇イメージ</p>	<p>③ 自家用自動車での送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。</p> <p>④ 実際に利用した児童が極端に少ない場合には、対象としない場合があること。</p> <p>○本事業が、道路運送法第80条第1項の「公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合」に該当することについて、関係省庁と相談済みであること。</p>	<p>〇本事業が、道路運送法第80条第1項の「公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合」に該当することについて、関係省庁と相談済みであること。</p>

別添 10 駅前保育サービス提供施設等設置促進事業実施要綱

1 駅前保育サービス提供施設等設置促進事業の趣旨については、低年齢を中心とした保育所入所待機児童が多く存在し、また、核家族化の進行により専業主婦への支援も必要となっており、広く住民が利用しやすき保育サービス提供施設等設置促進事業は、駅やバスターミナル等、広域子育て支援センター等において保育所、送迎サービス提供施設等の設置を促進するに、その準備等に必要経費を補助するものである。この趣旨を踏まえ、地域における保育需要等を考慮し、本事業を効果的に活用されたい。

○対象事業（設備費関係）

施設種別	設置主体	建物の所有・賃貸別	社会福祉施設整備設備費	駅前保育サービス設置費	送迎サービスセンター設備費	保育所分園推進事業	認可化移行促進事業	乳児移行環境改善事業
保育所	市町村	所有	○	×	×	×	—	○
"	"	賃貸	×	△注2	×	△注2	—	○
"	社団法人	所有	○	×	×	×	×	○
"	"	賃貸	△注1	△注2	△注2	△注2	△注2	○
"	株式会社等	所有・賃貸	△注1	△注2	△注2	△注2	△注2	○
拠点施設	市町村	所有	○	×	△注3	—	—	—
"	"	賃貸	×	△注2	△注2	—	—	—
"	社福・株式会社	所有・賃貸	×	△注2	△注2	—	—	—

(注1) 地方公共団体から社会福祉法人に対する貸与、PFI制度を活用した公設民営の場合に对象
 (注2) 対象経費が重なるため併給は不可、事業内容は駅前設置、認可化、分園)に照らし選択
 (注3) 新たに拠点施設を整備する場合には、設備整備費(135万円)を優先、既存の施設を利用する場合は可

(2) 事業の実施
 駅前保育サービスに於いては、提供される保育サービスに応じて、適切な設備を備えること。
 ○提供する保育サービスについては、困窮補助対象の有無を問わないが、地方公共団体において保育所の代わりに実施する「いわゆる保育室」などの事業は対象とはならないこと。また、14年度においては、待機児童を解消するための保育所、保育所分園又は送迎保育を優先採択するものであること。

5 事業実施の手續
 (1) 市町村の長（政令指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県に十分協議を行うものとする。また、(2) 当分の間、別紙様式によりあらかじめ協賛すること。 (3) この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。

実施要綱	課長通知	考え方
<p>6 費用</p> <p>(1) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所に対し支弁すること。</p> <p>(2) 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに政令指定都市及び中核市が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>(3) 費用</p> <p>① 本事業の対象経費は、駅前保育サービス提供施設の設置に要する経費を対象とするが、この中には、環境改善費、初年度設備費、その他の必要となる経費が含まれる。また、建物の貸与を受けて設置する場合には、賃借料。(敷金を除く。)を対象とすることも差し支えないこと。</p> <p>② 駅前保育サービス提供施設において、実施要綱に基づき送迎保育、一時保育、地域子育て支援センター事業等を実施するものとする。</p>	

認可化移行促進事業実施要綱（案）

1 趣旨

良質な認可外保育施設の認可化について支援することにより、都市部を中心とした保育サービスの供給増を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の内容

本事業は、移行促進事業と環境改善事業とし、その内容は次のとおりとする。なお、どちらか一方の事業だけを行うことも差し支えないものとする。

(1) 移行促進事業

3年を限度に、認可外保育施設に対し、認可化移行計画に基づき、次に掲げる事業を行うことにより、認可移行に必要な支援・指導を行うものとする。

- ① 保育内容についての支援・指導・確認
- ② 施設運営についての支援・指導・確認
- ③ 児童の健康管理についての支援・指導・確認
- ④ 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・確認
- ⑤ 関係法令遵守のための支援・指導・確認
- ⑥ その他認可化に必要な支援・指導・確認

(2) 環境改善事業

当該施設の環境改善を行うため、次に掲げる事業を行うものとする。

- ① 間仕切り工事や模様替え等の軽微な改造工事
- ② 乳幼児の安全・保健衛生面の向上を図るための設備の設置及び更新
- ③ 備品の購入
- ④ その他の環境改善等

4 対象施設

市町村が地域の保育資源として認可保育所に移行すべきと認定した認可外保育施設であって、以下の要件をすべて満たす認可外保育施設とする。

- (1) 要保育児童が多い地域に所在していること。
- (2) 認可化の意欲があること。
- (3) 概ね児童福祉施設最低基準を満たしており、かつ運営や保育内容等も一定レベル以上であること。
- (4) 本事業の支援を受けることにより、認可化が可能であること。
- (5) 市町村が策定する認可化移行計画に協力的であること。

なお、環境改善事業については、当該施設の建物について民間からの建物の貸与又は社会福祉法人以外の者が所有するものである等により、「社会福祉施設等整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱」（平成3年11月25日厚生省社

第 409 号厚生事務次官通知) による交付の対象とならないものを対象とする。また、認可に移行するにあたって必要な環境改善費又は初度設備費等について他の国庫補助を受けている場合には本事業の対象とはならないこと。

5 実施手続

- (1) 市町村は、本事業を実施しようとするときは、地域の保育資源として認可保育所に移行すべき認可外保育施設を認定し、都道府県知事と十分協議のうえ、当該認可外保育施設とともに認可化移行計画を策定するものとする。
- (2) 認可化移行計画には、認可化の目標達成に向けて、次の①～④の事項を定めるものとする。
 - ① 目標年次の設定
 - ② 認可されるために取り組むべき課題
 - ③ ②の課題に対する具体的な毎年度の活動計画の策定
 - ④ 移行促進費の交付申請額及びその活用
- (3) 認可化移行計画の期間は最長 3 年とし、認可化移行計画の期間が年度をまたがる場合は、前年度の活動計画の達成状況及び前年度の移行促進費の活用実績を検証すること。また、前年度の活動計画の達成が著しく遅れており、事業実施主体である市町村が、次年度以降に継続して本事業を実施しても認可に移行することが困難であると認めた場合、または、やむを得ない事由により事業の継続が困難となった場合には速やかに本事業を中止すること。
- (4) 移行促進事業については、認可化移行計画に基づき、市町村が雇い上げた保育士による認可化に向けた保育内容等の指導の他、移行に必要な準備の支援・指導を行うものであるが、この事業を実施するのに適当と認めた認可保育所に委託することも差し支えないものとする。

6 費用

市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

7 補助金の返還

移行促進事業終了時において、当該認可外保育施設が認可保育所に移行することができなかった場合であって、実施主体の責に帰すべきと認められる場合は、本事業に対する国庫補助金を返還させることができるものとする。

(保育課関係資料)

(資料1)

都道府県・指定都市・中核市別保育所待機児童数調

(平成13年4月1日現在)

都道府県	保育所数	定員	利用児童数	待機児童数	指定都市	保育所数	定員	利用児童数	待機児童数
	か所	人	人	人		か所	人	人	人
1 北海道	619	44,863	37,203	39	48 札幌市	159	13,764	14,179	67
2 青森県	489	32,715	32,517	123	49 仙台市	84	7,599	7,998	488
3 岩手県	335	22,911	22,126	68	50 千葉市	85	8,907	8,627	77
4 宮城県	206	14,218	12,993	162	51 横浜市	245	22,770	22,383	1,040
5 秋田県	210	16,723	15,670	0	52 川崎市	109	10,395	10,404	655
6 山形県	226	18,043	16,638	54	53 名古屋市	270	31,378	29,036	247
7 福島県	195	15,380	14,222	101	54 京都市	251	23,790	23,505	233
8 茨城県	430	35,103	34,800	268	55 大阪市	325	36,009	34,572	1,364
9 栃木県	267	20,670	19,833	83	56 神戸市	155	15,583	15,508	778
10 群馬県	403	35,735	36,323	67	57 広島市	138	16,790	16,047	93
11 埼玉県	716	63,426	61,453	1,285	58 北九州市	160	15,220	15,175	53
12 千葉県	558	55,798	50,425	524	59 福岡市	154	21,570	22,484	95
13 東京都	1,588	154,648	147,885	4,982	中核市	保育所数	定員	利用児童数	待機児童数
14 神奈川県	314	31,469	30,736	896		か所	人	人	
15 新潟県	631	50,786	45,129	17	60 旭川市	46	3,319	3,616	78
16 富山県	274	22,855	21,176	0	61 秋田市	34	2,770	3,036	202
17 石川県	318	25,845	23,539	0	62 郡山市	29	2,280	2,459	32
18 福井県	285	23,645	22,146	0	63 いわき市	62	5,465	5,144	0
19 山梨県	239	20,081	19,010	0	64 宇都宮市	59	4,740	4,933	76
20 長野県	555	50,531	45,266	0	65 横須賀市	33	3,059	3,056	2
21 岐阜県	403	38,645	34,864	0	66 新潟市	110	9,100	8,549	2
22 静岡県	377	33,920	32,273	155	67 富山市	57	5,765	5,786	0
23 愛知県	806	93,909	82,702	114	68 金沢市	111	10,758	10,755	0
24 三重県	447	37,970	34,981	7	69 長野市	75	7,110	7,084	0
25 滋賀県	233	22,465	21,518	150	70 岐阜市	46	4,545	4,263	0
26 京都府	243	23,305	20,563	29	71 静岡市	60	6,070	6,409	33
27 大阪府	659	66,690	66,381	1,969	72 浜松市	54	4,905	5,186	109
28 兵庫県	578	47,068	43,372	652	73 豊橋市	55	8,190	8,115	0
29 奈良県	194	21,959	18,885	156	74 豊田市	46	5,670	4,433	20
30 和歌山県	173	15,985	13,267	0	75 堺市	84	9,236	10,050	62
31 鳥取県	203	16,495	14,186	5	76 姫路市	77	8,104	8,574	159
32 島根県	260	15,910	15,051	39	77 和歌山市	60	5,955	5,467	10
33 岡山県	309	25,009	23,194	56	78 岡山市	91	9,547	9,893	57
34 広島県	377	27,847	23,930	3	79 福山市	96	7,730	7,782	0
35 山口県	333	24,514	22,783	0	80 高松市	53	5,775	5,591	43
36 徳島県	227	15,590	13,381	41	81 松山市	47	4,745	4,547	0
37 香川県	157	13,775	12,605	8	82 高知市	79	8,710	8,477	113
38 愛媛県	296	22,102	18,769	0	83 長崎市	66	5,595	6,011	313
39 高知県	233	15,675	12,160	0	84 熊本市	128	10,865	11,449	106
40 福岡県	545	48,528	46,736	312	85 大分市	61	5,284	5,667	94
41 佐賀県	211	18,000	17,332	49	86 宮崎市	87	5,900	5,982	0
42 長崎県	358	23,587	22,078	36	87 鹿児島市	68	4,915	5,709	0
43 熊本県	476	31,810	30,853	102					
44 大分県	227	13,675	13,654	88					
45 宮崎県	326	20,125	18,852	0					
46 鹿児島県	377	23,858	22,374	35					
47 沖縄県	323	23,389	24,537	1,091	計	22,218	1,937,132	1,828,312	21,031

(資料2)

ベビーホテル等の問題に係る平成14年度予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

- 13' 予算 新 → 14' 予算案
128百万円
- 認可化移行促進事業
- ・ 移行促進事業 160か所 @200万円 補助率1/3
 - ・ 環境改善事業 32か所 @200万円 補助率1/3
- 〔 一定の水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。〕
- 認可外保育施設等の衛生・安全対策 新 → 39百万円
- 〔 放課後児童等衛生・安全対策事業において、認可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。〕
- 保育所体験特別事業 53百万円 → 167百万円
- (160事業) → 500事業 @100万円 補助率1/3
- 〔 ベビーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への相談、助言などを実施。〕
- 保育従事者研修事業 36百万円 → 49百万円
- 開催回数 47回 → 87回
補助率 定額
- 〔 認可外保育施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。〕
- 家庭的保育事業 1,273百万円 → 1,271百万円
- 〔 夜間型(午後10時までの9時間)を創設するとともに、補助者を配置した場合には、受入れ児童数を5人までとする。〕
- 送迎保育ステーション試行事業 新 → 250百万円
- ・ 事業費 50か所 @1,345万円 補助率1/3
- 〔 駅前等の利便性の高い場所に送迎保育ステーションを整備し、保育所への送迎サービスを実施するとともに、送迎先の保育所の閉所後は、当該施設において集合型延長保育を行う。〕

○ 駅前保育サービス提供施設等設置促進事業 新 → 60百万円

30か所 @600万円 補助率1/3

(駅前等の利便性の高い場所に、保育所、保育所分園、送迎保育ステーション、地域子育て支援センター等の保育サービス提供施設を整備する場合、必要な準備経費を助成する。)

○ 保育所分園推進事業 57百万円 → 65百万円

経常分 100 → 120事業 @120万円 補助率1/3
 初度設備分 50 → 50事業 @100万円 補助率1/3

(保育所の分園の設置を促進するため、分園制度により保育所を設置する場合に特別の助成を行う。)

○ 子育て支援短期利用事業 127百万円 → 96百万円

(ひとり親世帯の特に低所得者世帯の利用料全額免除)

○ 夜間保育所 現在 49か所 (13年4月現在)

(夜間保育のニーズに応じた設置の促進に努める。)

○ 多様な保育サービスの拡充(新エンゼルプランの推進)

低年齢児童の受入れの拡大 59.8万人 → 61.8万人
 延長保育 9,000か所 → 10,000か所
 (7時間延長の区分を創設するとともに、2時間以上の延長保育に3~5人の区分を創設)
 休日保育 200か所 → 450か所
 地域子育て支援センター 2,100か所 → 2,400か所
 一時保育 2,500か所 → 3,500か所

(地域での保育ニーズに応えるよう、新エンゼルプランの着実な推進を図る。)

○ 保育所の待機児童ゼロ作戦の推進 31,649百万円

・ 保育所の受け入れ児童数の増大 29,806百万円
 (保育所運営費 190.7万人 → 195.5万人 14,225百万円
 保育所緊急整備 15,581百万円)

- ・ 送迎保育ステーション試行事業(再掲)
- ・ 駅前保育サービス提供施設等設置促進事業(再掲)
- ・ 家庭的保育事業(再掲)
- ・ 認可化移行促進事業(再掲)

(資料3) 児童福祉法施行規則 (案)

○児童福祉法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第十一号)

改正案	現行
<p>第A条 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設とする。</p> <p>一 一日に保育する乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の数（次に掲げる数を除く。）が五人（児童の福祉のため必要と認める都道府県においては、五人未満で当該都道府県が別に条例で定める人数）以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの</p> <p>イ 事業主がその雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数</p> <p>ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数</p> <p>ハ 地方公務員等共済組合法に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合がその構成員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該組合からの委託を受けて当該構成員の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の乳幼児の数</p> <p>ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の乳幼児の数</p>	<p>(注) 各条の見出し及び項番号は条文中にはないものであり、便宜上付しているものである。</p> <p>(傍線の部分は改正部分)</p>

ホ 設置者の四親等内の親族

二 半年を限度として臨時に設置される施設

三 学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

第B条 法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 開所している時間

二 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

三 届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数

四 入所定員

五 届出年月日の前日において職務に従事している保育士その他の職員
の配置数（当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの一日の勤務延べ時間数の合計を八で除して得た数をいう。以下同じ。）及び勤務の体制

六 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定

七 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

八 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

第C条 法第五十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項とする。

第D条 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 施設の名称及び所在地

二 事業を開始した年月日

三 開所している時間

四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

五 入所定員

六 保育士その他の職員の配置数又はその予定

第E条 法第五十九条の二の四第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 施設の名称及び所在地

二 施設の管理者の氏名及び住所

三 当該利用者に対し提供するサービスの内容

四 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

五 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

六 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

第F条 法第五十九条の二の五の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

一 施設の名称及び所在地

二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地

三 建物その他の設備の規模及び構造

四 施設の管理者の氏名及び住所

五 開所している時間

六 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数

八 入所定員

九 報告年月日の前日において職務に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制

十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 十一 | 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 |
| 十二 | 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 |
| 十三 | その他施設の管理及び運営に関する事項 |

○政令（保育士部分に関連して児童福祉法施行令の一部を改正する際に規定する予定）

附 則

第G条 児童福祉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十五号）の施行の際現に都道府県知事に対し、同法による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「新法」という。）第五十九条の二第一項第一号から第五号までに掲げる事項及び第B条第一項各号に掲げる事項について届け出ている施設については、新法第五十九条の二第一項による届出をしたものとみなす。

(資料4)

届出対象外となる施設

届出対象：認可を受けず、業として乳幼児を保育する施設。
但し、①～⑥は除外。

注) 届出対象外施設であっても指導監督の対象である。

① 小規模施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設）

② 事業所内保育施設※

③ 事業者が顧客のために設置する施設※

④ 親族間の預かり合い※

⑤ 半年限度の臨時設置施設

⑥ 幼稚園併設施設

・ 地方自治体の条例による特例

都道府県は、①に規定する人数について、条例により、
5人以内に限って別段の定めを置くことができる。

※②～④については、それぞれ労働者、顧客、親族以外の乳幼児を
5人（条例により特例を設けた場合にはその人数）を超えて預か
る場合には、届出の対象となる。

(注)

- ・ 国及び地方公共団体が設置する施設は、法律において届出の対象から除外されている。
- ・ 幼稚園が、幼稚園教育要領に従って行う「預かり保育」（教育時間の前後に希望する者を対象に行う教育活動）は、対象外（児童福祉法の対象外）。

(資料5)

認可外保育施設・届出事項等

		設置届出	変更届出	掲示	書面交付	定期報告	公表
責任体制	施設の名称・所在地	<input checked="" type="checkbox"/>	○	○	○	○	○
	設置者の氏名・住所	<input checked="" type="checkbox"/>	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	○	○
	管理者の氏名・住所	<input checked="" type="checkbox"/>	○	<input checked="" type="checkbox"/>	○	○	○
	設備の規模・構造	<input checked="" type="checkbox"/>	○	<input checked="" type="checkbox"/>	—	○	○
	事業開始年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	—	○	—	—	○
	苦情窓口	—	—	—	○	—	○
サービス内容	開所時間	○	—	○	—	○	○
	サービス内容	○	—	○	○	○	○
	利用料	○	—	○	<input checked="" type="checkbox"/>	○	—
	乳幼児数（実績）	○	—	—	—	○	○
	乳幼児数（定員）	○	—	○	—	○	○
	職員配置（実績）	○	—	○	—	○	○
	職員配置（予定）	○	—		—	○	○
	保険加入状況	○	—	—	○	○	○
	医療機関との提携状況	○	—	—	○	○	—
	指導監督の際の指摘事項	—	—	—	—	—	○

(注)

- ・ 法律で規定されているものはと表示。
- ・ 書面交付の職員配置は実績値又は予定数。
- ・ 掲示の設置者・管理者に関する事項は氏名のみ。
- ・ 公表事項は省令で規定せず、通知で示す予定。
- ・ 公表は、都道府県等が事実確認を行った事項についてのみ行うことが適切と考えている。